

障がい者スポーツ推進のための体育施設運営のあり方に関する研究  
—体育施設運営者の視点から見た障がい者の施設利用における現状と課題—

石井十郎 \* 渡正 \*\* 川邊保孝 \*\*\* 朝倉雅史 \*\*\*\*

Study on How to Manage a Public Sports Facilities to Promote Sports for  
people with disabilities

—Present Conditions from the view point of managers—

by

Juro ISHI \* Tadashi WATARI \*\* Yasutaka KAWABE \*\*\* Masashi ASAKURA \*\*\*\*

Abstract

This research focused on methods for making disabled people easier to use sports facilities from the viewpoint of the managers of sports facilities. The problems that disabled people use sports facilities have been studied mainly from the viewpoint of physical conditions of sports facilities, services to be provided, and awareness of users. The following things have been pointed out as a factor to stop the use of sports facilities of people with disabilities. These are physical conditions such as the safety facilities of sports facilities and the situation of barrier-free, user's awareness, and conditions of services such as sports programs. These conditions were factors in whether or not people with disabilities use the local sports facilities to exercise.

As a result of the preliminary investigation by this research group, the consciousness of the facility manager is also one factor. Therefore, this study revealed that administrators are concerned and examined substantive issues to promote the use of people with disabilities. From these points, this research leads to basic data for promoting sports participation by people with disabilities.

We conducted semi-structured interviews for managers for mid-sized public sports facilities. As a result, even if the facility is made barrier-free enough or there is a manual for people with disabilities, in actual operation, the predicted concern has an influence on acceptance of people with disabilities. This is named "anticipatory anxiety" in this study. This was expressed specifically concerning the physical conditions of the facility and the provision of human services. Also, it turned out that these were not caused by actually used by persons with disabilities, but were administrators' expectations.

- 
- \* 東海大学経営学部講師
  - \*\* 順天堂大学スポーツ健康科学部准教授
  - \*\*\* 東海大学体育学部准教授
  - \*\*\*\* 早稲田大学グローバルエデュケーションセンター講師

## 1. はじめに

2014年1月の障害者権利条約の批准のため、我が国では、2011年の障害者基本法の改正を皮切りに、2012年に障害者自立支援法の改正、障害者総合支援法制定、2013年には障害者雇用促進法の改正と障害者差別解消法が制定されてきた。特に、障害者差別解消法において、事業者による合理的な配慮提供の努力義務が設定された。また、2011年に定められたスポーツ基本法にも、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」とされている。こうした法制度の存在は、スポーツ施設においても、利用意思のある障がい者が来たとき、施設は障がい者のニーズを理解した上で合理的配慮を行い、施設の利用を妨げはならないことを意味する。

一方で、障がい者がスポーツを実施する場合、その多くの方が公共スポーツ施設で活動するのではなく、主として身体障害者福祉センターや旧勤労身体障がい者体育施設などで活動することが中心であった。しかし、今後、障がい者がスポーツに親しみ、障がいの有無にかかわらずスポーツに参加していく環境を整備するためには、こうした施設だけでなく、日常生活圏における一般的な公共スポーツ施設の利用が推進されていかなければならない。

「障害者のスポーツ参加における安全確保に関する調査研究」(NPO法人STAND、2015)や「地域における障害者スポーツの普及促進事業(障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析)」(笹川スポーツ財団、2017)では、当該スポーツ施設<sup>1)</sup>の現況調査が行われてきた。NPO法人STANDの調査では、地域スポーツ施設と障害者スポーツ施設それぞれに対して、職員の配置人数(常勤・非常勤)や、職員が保有する資格、障害者が施設を利用(個人利用・団体利用)する際の手続き、利用者数や、障害者の利用をやむを得ず断った事例と理由、安全利用に関わるマニュアルの作成状況、障害者の利用促進や安全確保に資する設備の状況、職員にむけた講習会の実施状況、障害者の安全利用に向けた重要と考える項目などが調査項目として挙げられている。

同様に、笹川スポーツ財団が実施した調査でも、調査回答者が都道府県ではあるものの、障害者が公共スポーツ施設を利用する際の施設の制度・環境として、利用料の減免、障害者用の駐車場、トイレやエレベーター、スロープの有無、スタッフの知識や障害者スポーツ用具の用意などが質問項目として挙げられている。

以上の調査研究は、「障害者の利用促進や安全確保に資する設備の状況(NPO法人STAND、2015)」や「障害者用の駐車場、トイレやエレベーター、スロープの有無、スタッフの知識や障害者スポーツ用具の用意(笹川ス

ポーツ財団、2017)」といった現在の体育施設のハード面の現状と課題を明らかにするものであり、障がい者が利用しやすい施設へ向けた改善点が指摘されてきたといえよう。これらの調査・研究の理論的仮説では、体育施設の安全面やバリアフリーなどエリアサービスにおける施設・設備などの物理的条件と、プログラムサービスにおける障がい者向けのスポーツプログラムなどのソフト面の障壁が、障がい者の体育施設の利用を阻害する要因として想定されている。また、これらに障がい者および健全者の利用者の意識(スポーツニーズなど)が加えられており、こうした物的条件・ソフト的条件の違いが、障がい者が日常生活圏域の体育施設を利用して運動を行う際の推進/阻害の要因となっている。

さらに、NPO法人STANDの調査では、「障害者の利用をやむを得ず断った事例」が調査されている。この調査によれば、地域スポーツ施設ではやむを得ず断ったことがあると回答した施設は30%にのぼり、その理由として、「介助者がいない」「安全確保が出来ない」「施設・設備が整っていない」が挙げられている(NPO法人STAND、2015:15-16)。ではなぜ、これらの施設は障がい者の利用を断ったのだろうか。事実として介助者がいなかったり、安全確保ができなかったり、施設・設備が整っていない、ということも理解できる。しかし、障害者差別解消法が求める「合理的配慮」は「障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者がこの場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取り組みであり、その実施に伴う負担が過重ではないもの」である以上、物的条件の不足そのものは、断る理由にならない場合もある。もちろん当該調査においての真の理由はわからないし、そうした施設を非難したいわけでもない。報告書にはこれらの理由が「単に、障害を理由としたものではない」(2015:16)と記されていることから、妥当な理由があるであろう。ともかく、ここから推測できるのは、実際に施設が運営者によって運営される以上、障がい者のスポーツ施設利用に影響を与える要因として、「施設の運営者の視点」を含みこんで考える必要があるのではないかと、ということである。

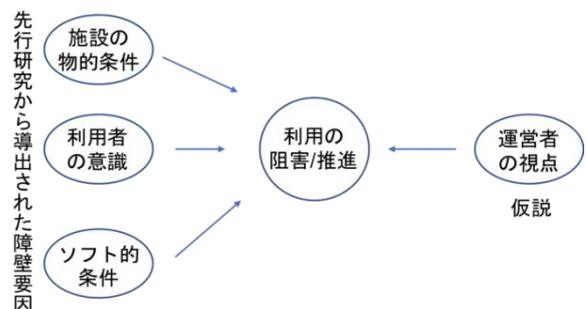


図1 先行研究のモデルと本研究の仮説的理論モデル

我々は以上の理由から、障がい者のスポーツ施設利用を推進／阻害する要因として新たに運営者の視点を加味した仮説的理論モデルを設定し、調査を行う必要があるとの結論に至った（図1参照）。

## 2. 目的

本研究では、先行調査や先行研究の検討から得られた仮説的理論モデルの視点から、障がい者が日常生活圏におけるスポーツ施設を利用することを促進するために、「施設の運営者は、障がい者の利用が期待される場合にどのような思いを抱いているのか」を明らかにすることを目的とする。そして、障がい者の利用を促進するための実質的な課題を検討し、今後の障がいのある人々のスポーツ参加のため環境を整備する基礎的モデルの導出を目指すこととした。

## 3. 方法

本研究の目的を達成するために、日常的に障がい者の利用も可能な体育施設である都内の中規模体育館（表1）である東京都内A体育館（2018年5月17日）の支配人X氏、東京都内B体育館（2018年5月18日）の館長Y1氏と事業調整担当Y2氏を対象として、施設管理者へ半構造化によるインタビュー調査を実施した。なお、事例選定については、障がい者のスポーツ環境の等質性を一定にするために東京都内の体育施設の中から、障がい者の利用が活発ではない事例としてA体育館を選定し、既に活発化している事例としてB体育館を選定した。インタビュー調査は対象者の承諾を得て録音し、その内容を逐語的にテキスト化した。このテキスト化したデータを用いて、4名の共同研究者によるデータセッション（データの解釈）を行い、障がい者の利用が期待される場合に施設運営者が抱く思いを明らかにしてカテゴリー化した。

また、この2つの体育施設へのインタビュー調査の分析から、仮説的理論モデルにおける運営者の視点が説明要因として存在することを導出したのち、それらの下位概念を検討した。さらにこれらの下位概念について、再

度B体育館の館長Y氏にインタビューおよび専門家チェックを依頼し、我々の検討結果を分析した。

## 4. 結果及び考察

以下では、2つの体育施設へのインタビューの結果とその分析を行う。分析は先行研究にならない、インタビューデータを「施設の物的条件（エリアサービス条件：AS条件）」、「ソフト的条件（プログラムサービス条件：PS条件）」、「利用者意識」の3つの観点から分類した。

### 4.1. 東京都内A体育館へのインタビュー結果と考察

A体育館へのインタビューでは、障がい者が利用する際の施設の物的条件について次のように述べていた。

一応障がい者用のトイレはあるんですが、数が少なく、もし来たらこちらの施設を見ていただいて使ってくださいっていうような方針ではやってるんですけども、どうしても、大勢で来た場合、例えばバスケットも、やってもいいですよみたいな話はしてるんですけども、ただ、人数が集まるとやっぱりそういったシャワーが足りない、トイレも足りないっていう現状があります。

これはアリーナやトレーニングルーム以外の、スポーツをしない空間（スポーツ外空間）における、障がい者に対応した施設自体の不備ではないことに注意が必要である。「もし来たら」とか、「人数が集まると（中略）トイレも足りない」というのは、過去あった事実ではなく、もしそのような場合がきたら、問題が起こるのではないかという懸念である。それは、次のような語りからもわかる。

その時（障がい者が利用するとき）に、トレーニングルームが一番使われるんじゃないかということで、リニューアルして車イスが入れるようなスペースを取ってだとかですね、そういったことはさせてはいただいているんですけども、ただ、やってもなかなか来る方

表1 調査対象体育館の特徴

	東京都内A体育館	東京都内B体育館
主要施設	アリーナ：バスケットボール（2面）・バレーボール（3面）・バドミントン（10面）、第一・第二武道場、トレーニング室、和弓、ほか	アリーナ：バスケットボール（1面）・バレーボール（2面）・バドミントン（6面）、プール、トレーニング室、多目的室、ほか
指定管理者	ビルメンテナンス会社を中心とした共同企業体	公益財団法人

が少ないもんですから。

施設としてはスポーツ外空間もスポーツ空間もリニューアルしている。しかし、「やってもなかなか来る方が少ない」と述べているように、施設を障がい者対応にしても実際の利用は少ない。したがって、こうした懸念は障がい者が利用する中で実際に浮かび上がった懸念ではない。

一方、ソフト的条件（PS 条件）については次のように述べている。

*障がい者のスポーツはどんなものがあるの？障がい者来たら、どういった不便なことが体育館の中であるの？って洗い出しをしてかなきゃいけないので、まず、理解をしてから洗い出しをして、施設の整備をしていくというところになっていくと思います。*

ここではより率直に、障がい者が利用する際の懸念が表明されている。特に「障がい者のスポーツはどんなものがあるの」という、物的条件やソフト的条件を整えるための知識が足りないことが表明されている。もちろんそれは、そのための用具がないことも意味する。また、「障がい者来たら、どういった不便なことが体育館の中であるの」というのは、体育施設の施設・設備がバリアフリーに対応するだけにとどまらない、実際に来館した際のスタッフの対応方法への懸念が表明されていると言える。A 体育館において最も語られていたのが、次の「安全対策」の部分である。

*いや、一番はやっぱり災害の対策じゃないですかね。安全安心がね。その辺が一番だと思いますけども、何をいっても安全なことが。それはやっぱり一番に考えていかなきゃいけないことだと思います。*

例えば、視覚に障がいのある方や、聴覚に障がいのある方が来館した際、緊急避難誘導の対応策とその運用、そしてそれらのための設備が不足している懸念がここで強く表明されているといえるだろう。

次に、運営者が利用者の意識や理解についてどのように認識しているかについて見てみよう。ここでは、障がい者と健常者の利用者の意識の違いや障がい者の利用によって生じる問題の可能性について指摘されている。具体的には、車椅子利用者や、靴の履き替えに困難を抱える人が館内に入る際の問題である。

*結局、体育館なんで、土足厳禁にしてるんで、ちょ*

*っと履き替えてくださいってことをやった時ですね、今はちょっと消毒剤置いてそこでやってくださいねって話をしてるんですけど、そういったときにちょっと、言われたことはありますね。でもそれはやはり、出来ることはこちらでも設備を整えていければ、例えば消毒剤置いて、土足でもね、中入っていけるような状態にできればそれは解決する問題だと思うし、特にここは武道場もあるんで、裸足の方が多いですね、武道やる方は。そうずっとそういった方から逆のクレームが来るので、ただそれも共存するにはどうしたらいいのかっていうのをね、考えてかなきゃいけないですよ。*

館内は土足厳禁であるため、靴の履き替えに困難がある当事者に対して、消毒剤等の使用によって、土足のまま入ることができるように配慮した。そうすると、今度は健常者の利用者から土足で入ることへのクレームがきた、というこのエピソードは示唆的である。障がい者でも健常者でも、体育施設の利用者がお互いどのように意識するか、ということへの理解が運営者には存在していることがわかる。

以上、A 体育館の運営者への半構造化インタビューから見えてきたのは、運営者が障がい者の利用に関して様々な懸念を抱いているという点である。特に、それらは、実際に起こったことによって想起された懸念であるよりも、運営者が先回りして持ってしまうものであった。これを本研究では「予期的懸念」と名付けた。

#### 4.2. 都内 B 体育館へのインタビュー結果と考察

一方、B 体育館は、A 体育館に比べると、障がい者の一般利用や団体利用の事例が存在していた。施設の物的条件については、以下のような語りがあった。

*施設側としても貸したはいりけど、そのまま壊して帰られたら困るという部分があったと思う。だけど、実際はそういうこともなかったし、今は障がいのある人も使っていきましょうという時代なんで。*

*ただ、うちでいえば、駐車場17台分しかないんで、車イスバスケット チームが試合やるんですってなったら、もう20台以上になっちゃうじゃないですか。そうなる、一般の別の障がいのある人たちが駐車場使えなくなっちゃうんで、そういった利用がされたいんであれば、乗り合わせてくださいってというようなお願いはします。*

ここで話題になっているのは、車椅子スポーツでの利

用によって体育施設が傷つくため、障がい者スポーツ団体が体育施設の利用を断られる事例があるという点だった。B 体育館の担当者は、「実際はそういうこともなかった」と述べている。ただし、駐車場の問題については、A 体育館と同様である。注目できる点は、B 体育館は「乗り合わせできてくださいというようお願いはします」というように、可能性に対して懸念を示しているわけではなく、明確な対応方針として述べている点だろう。おそらくここには、両体育施設における障がい者利用者の受入実績やスタッフの障害についての知識の差があるのではないだろうか。

次に、ソフト的条件について見てみる。B 体育館では障がい者が利用する際の減免制度が整備されている。そのうえで、次のように述べている。

*基本の減免の措置はありますけど、どういったお手伝いをする。もうきたらウェルカムでヘルパーもこっちで用意しますよ、全部見ますよっていうようなことはできないんですよ。*

*そういったやりたいという人が出てくること職員とそこで触れて、職員の意識のほうも変わって、特別な意識がなくても、ちょっとお手伝いするだけでできるんだよというところでの循環ができてくれば、利用はつながってくると思うんですよ。*

減免制度があるため、障がい者の利用はある程度促されているものの、だからといって全ての場面で職員がカバーできるわけではない。しかし運用上、利用があることは、より障がい者の利用の促進のためのコミュニケーションにつながると考えていることがわかる。こうした態度は、A 体育館で見出された「予期的懸念」への態度において若干の違いを生んでいる。

*特別な配慮が必要な人もしくは、いっぱい人がきちゃったら「どうなのかな」って想像はあるけど、教室とかも「こういう障がいがあるんだけど、やってみたい」って相談があれば、なにか配慮しなければならぬものがある、指導員さんと相談するとか。*

B 体育館においても「いっぱい人がきちゃったら『どうなのかな?』って想像はある」というように「予期的懸念」は存在している。しかし、それが障がい者の利用可能性に対する大きな懸念として表明されているわけではない。それは次のような語りにも表れている。

*一番足踏みするところは「なんかあったらどうしよ*

*う?」ってところだと思うんですよ。例えば、車イスのバトミントンやりたいって人がやりにきましたと。そういう時に何が問題なのかっていったら、指導員がどうやったらいいのかわからない。どう相手をしてあげればいいのかかわからない。ましてや、そのバトミントンをやりたいって言ってきた人がバトミントンをやったこともない人だったら、って話になっちゃうと、どっちもなにをやっているのかわからない人になっちゃうんで。*

この語りからは、「予期的懸念」が具体的に述べられているだろう。この予期はスポーツ指導の場面について、障がい者に適切に対応できるスタッフがいるか、障がい者向けのプログラムをどのように整備すべきか、障がい者スポーツ種目をどのように指導すべきか、そしてまた、個々人の障がいに対応した指導法をどのようにすべきか、といういくつかの項目から成り立っている。B 体育館ではこうした点を解消する一つのあり方として、障がい者スポーツ指導員資格保持者を配置するという取り組みを行っている。

最後に「利用者（障がい者・健常者）の意識」については、次のように述べていた。

*仲良く使っていただくっていうようなところが前提なので。なにかあったら施設に「なにやっただ！」って言われるのが怖いっていうのがある気はしますね。*

*ちょっと障がいがあるからって、お金もらって運動してるのはどうなんだ、って一般の人から共感を得られないところだと思うんで。*

*知的の人たちがきて迷惑をかけちゃったらどうしようって思っちゃって足踏みしてるって話は聞いたんで。本人たちとかその保護者が。*

B 体育館でも A 体育館と同様に、障がい者および健常者の利用者の意識や批判的意見について運営者が懸念していることが示されている。

#### 4.3 予期的懸念の3分類に対する下位概念について

以上のように、体育館の運営者は、障害者の施設利用について「予期的懸念」を保持していることがわかった。さらに、これらのインタビュー結果からさらにその下位概念を設定することができる。たとえば、体育施設の物的条件について A 体育館は、「トレーニングルームが一番使われるんじゃないかということで、リニューアルして車イスが入れるようなスペースを取って」と述べてい

るが、これはトレーニングルームというまさにスポーツが実施される空間への懸念である。一方、「シャワーが足りない、トイレも足りない」(A 体育館)、「駐車場 17 台分しかないんで、車イスバスケ 2 チームが試合やるのできましてなったら(中略) そうなると、一般の別の障がいのある人たちが駐車場使えなくなっちゃう」(B 体育館)と述べている。これは体育館やトレーニングルームとは異なる、スポーツをしない空間への懸念である。これらから、物的条件はさらに「スポーツ空間」と「スポーツ外空間」という予期的懸念が働く下位概念があることがわかる。さらにこの下位概念は、「スポーツ空間」に関しては、「障がい者がスポーツするための設備的対応」「障がい者スポーツの用具」などであり、「スポーツ外空間」とは、「障がい者に対応した駐車場」「点字ブロック」「コミュニケーション対応(放送音声案内、筆談用具)」のような具体的な施設・設備のレベルで想定できるだろう。

2 つ目のソフト的條件については、「制度・環境」の側面と、「ヒューマンサービス」の側面の 2 つに分けて考える事ができる。たとえば「障がい者のスポーツはどんなものがあるの?障がい者来たら、どういった不便なことが体育館の中であるの」(A 体育館)などは、障害者向けプログラムや施設利用時の不便さなどがわからないことへの懸念が表明されている。このことから、ソフト的條件の下位概念として、まず「制度・環境」面があることが見て取れる。この点に関してインタビューからは、「減免制度のあり方」や「障がい者に対して適切に対応できるスタッフの配置・教育」「障がい者向けプログラムの企画」あるいは、「障がい者の施設利用に関するマニュアルの内容」などへの懸念が表明されていた。

一方、「一番はやっぱり災害の対策」(A 体育館)や「特別な配慮が必要な人もしくは、いっぱい人がきちゃったら「どうなのかな」って想像はある」(B 体育館)のような利用時あるいは災害時の対応など障害者への施設スタッフの対応への懸念が表明されている。これを下位概念として「ヒューマンサービス」とすることができる。それらは具体的には、「障がい者に対する介助」「障がい者の希望するスポーツ種目の指導」「障がい者の施設利用に関するマニュアルの運用」「障がい者のケガや病気等への対応」などが表明されていた。

最後に「利用者の意識」については、「健常者の意識」と「障がい者の意識」に分けることができる。たとえば、「仲良く使っていただくっていうようなところが前提なので。なにかあったら施設に「なにやってんだ!」って言われるのが怖い」(B 体育館)や「消毒剤置いて、土足でもね、中入っていけるような状態にできれば(中略)

ここは武道場もあるんで、裸足の方が多いですね、武道やる方は。そうずっとそういった方から逆のクレームが来るので、ただそれも共存するにはどうしたらいいのかわかるのか」(A 体育館)のように健常者のクレームを懸念していることがわかる。A 体育館の例からもわかるのだが、こうした「健常者の意識」には、障がい者の利用に関する健常者も持つ様々な誤解が入る。よく言われる「車椅子で利用すると体育館が傷つく」などは、健常者の誤解であろう。さらには、障がい者の利用に対する「優先利用」や「減免制度」など合理的配慮に当たりうるが、この提供に対して理解されないことも考えられる。

これとは別に、「知的の人たちがきて迷惑をかけちゃったらどうしようって思っちゃって足踏みしてるって話は聞いたんで。本人たちとかその保護者が」(B 体育館)と述べていた。これは障がい者自身が健常者に混じって利用することに対する「負い目」を感じていることが把握されている。これらの利用者の意識も障がい者の利用の促進/阻害に関わっていると言え、その利用者には、「健常者」と「障がい者」の意識が含まれることがわかる。

これは別に、「知的の人たちがきて迷惑をかけちゃったらどうしようって思っちゃって足踏みしてるって話は聞いたんで。本人たちとかその保護者が」(B 体育館)と述べていた。これは障がい者自身が健常者に混じって利用することに対する「負い目」を感じていることが把握されている。これらの利用者の意識も障がい者の利用の促進/阻害に関わっていると言え、その利用者には、「健常者」と「障がい者」の意識が含まれることがわかる。

#### 4.4. 考察と仮説モデルの検証

以上のようにA 体育館とB 体育館の運営者の語りから見えてきたのは、障がい者の利用に伴う「施設の物的条件」「ソフト的條件」「利用者の意識」それぞれに対する「予期的懸念」の存在である。どちらの担当者もその程度に差はあれ、障がい者が利用することに対する先回りした不安が表明されていた。こうした予期的懸念については先行研究では触れられていなかった。この「予期的懸念」は本研究の大きな発見だと考える。おそらく、「バリアフリー化」の実施や「対応マニュアル」の有無という項目だけでは、障がい者の利用を促進/阻害する要因の検討は不十分である。なぜなら、バリアフリー化が行われていたり、対応マニュアルがあっても「運用上」様々な問題が発生したり(事実的課題)、その発生が懸念される(予期的懸念)ためである。

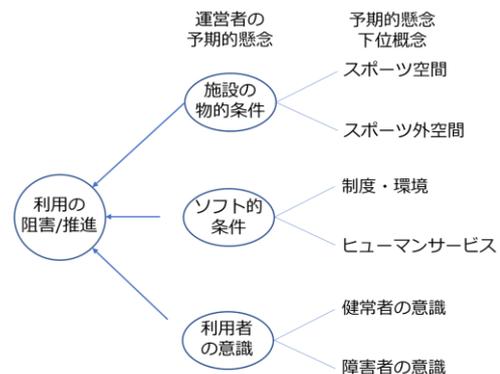


図2 本研究の理論モデル (予期的懸念項目のみ表示)

本研究ではこうした視点から、図2のような理論モデルを構築した。

まず、先行研究の指摘と同様、施設の物的条件、ソフト的条件、利用者の意識が影響することは変わらないが、こうした条件に加えて、これら3つの条件に対する「予期的懸念」もまた影響を与えているのではないかということである。

本研究では、この3項目が「予期的懸念」であることを明らかにした上で、さらにインタビュー結果の内容から、それぞれの項目の下位概念も明らかにした。

こうした「予期的懸念」を考慮にいれ調査・研究が行われることが、障がい者の体育・スポーツ活動が日常生活圏で展開されていくようになるために重要であるのではないだろうか。

## 5. まとめ

本研究は障がい者がスポーツに親しみ、障がいの有無にかかわらずスポーツに参加していく環境を整備するために、日常生活圏における公共スポーツ施設の利用の推進が必要であるという観点から、公共の体育施設において障がい者の利用を促進／阻害する要因について検討してきた。ここで明らかになったことは、施設の物的条件・ソフト的条件・利用者意識の充実度だけでなく、施設運営者が障がい者の利用があった際に起こると想定する種々の問題への「予期的懸念」が大きな要因でもあるということである。特に、こうした懸念は、実際の利用実績によって想定されたものというよりも、体育施設の運営者が予期的に抱く懸念である。そのため施設のバリアフリー化や対応マニュアルが整備されても解消されない問題である。どのようなことに「予期的懸念」を保持しているかがわかれば、それを解消するアプローチが可能であり、障がい者が身近なスポーツ施設での運動・スポーツ活動の後押しにつながるのではないだろうか。

今後の研究の方向性としては、本研究で構築されたモデルを量的に検証するため、各下位概念を構成する質問項目を作成・精査したうえで、質問紙調査を実施することとなる。

## 注

1) 障がい者が利用するスポーツ施設について、先行研究では次のような呼称が用いられている。

地域スポーツ施設：全国障害者スポーツ大会が開催された施設（予定されている施設を含む）、ブロック大会が開催された施設又は障害者の利用があ

る体育館・プール等が設置されている施設。（NPO法人 STAND、2015）

障害者スポーツ施設：障害者スポーツセンター協議会の加盟施設、身体障害者福祉センターA型又は体育館・プール等が設置されている施設。（NPO法人 STAND、2015）

公共スポーツ施設：都道府県及び市区町村の公共スポーツ施設。（笹川スポーツ財団、2017）

本研究では、障がい者が生活圏内で日常的に運動・スポーツを行えるスポーツ施設を研究対象としたために、平成元年度保健体育審議会答申「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」で区分された「地域施設」を研究対象として、本文中では「体育施設」と表記している。

## 【参考文献】

- 藤田紀昭（2013）障害者スポーツの環境と可能性、総文企画：東京。
- 松村真宏・三浦麻子（2014）人文・社会科学のためのテキストマイニング改訂新版、誠信書房：東京。
- 長瀬修・川島聡編（2018）障害者権利条約の実施—批准後の日本の課題、信山社：東京。
- 岸政彦・石岡文昇・丸山里美（2016）質的社会調査の方法：他者の合理性の理解社会学、有斐閣：東京。
- 笹川スポーツ財団（2015）障害者専用・優先スポーツ施設に関する研究
- 笹川スポーツ財団（2017）障害者のスポーツ参加における障壁等の調査分析
- 特定非営利活動法人 STAND（2015）公共スポーツ施設における障害者の利用促進・安全確保に関する調査研究
- 柳沢和雄・木村和彦・清水紀宏（2017）テキスト体育・スポーツ経営学、大修館書店：東京。